

焼津市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき地籍調査によって設置した測量基準点、国土交通省から移管を受けた都市再生街区基本調査によって設置された測量基準点及び都市部官民境界基本調査により設置された都市部官民境界基本調査基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における公共基準点とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第1号の規定による都市再生街区基本調査の実施に伴い、都市再生街区基本調査作業規程（平成16年国土国第111号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づいて国土地理院が設置した街区三角点、街区多角点であつてかつ永久標識を設置したもの。
- (2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の実施に伴い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づいて市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍細部図根点で、国土調査法第19条第2項の規定による承認を受けたもの。
- (3) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項1号の規定による都市部官民境界基本調査の実施に伴い、都市部官民境界基本調査作業規則準則（平成2年8月31日総理府令第41号）に基づいて国が設置した都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本細部点で、国土調査法第19条第2項の規定による承認を受けたもの。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の所管は、土木管理課とする。

(管理保全)

第4条 何人も、滅失、き損その他の行為により、公共基準点の効用を害してはならない。

- 2 市長は公共基準点の状況把握及び精度の管理に努めるとともに、必要に応じ基準点の点検を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により異状の確認をしたときは、必要な措置を講じなければならない。
- 4 工事を行う者又はその工事請負人（以下「工事施工者という。」）は、事前に公共基準点の調査を行い、工事施工により公共基準点の効用を害することのないよう保全のための措置を講じなければならない。

(公共基準点の使用)

第5条 公共基準点を使用して測量作業を実施しようとする者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1-1号）により市長へ申請し、「公共基準点使用承認書」（様式第2-1号）の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」（様式第3-1号）により使用結果を報告するものとする。

- 2 前項にかかわらず地積測量図作成のための測量に関し、関係土地家屋調査士会は「公共基準点使用に係る包括承認申請書」（様式第1-2号）により市長に申請し、「公共基準点使用包括承認書」（様

式第 2-2 号) により使用承認を受けることができるものとし、当該家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、承認書記載期日までに「公共基準点使用報告書」(様式第 3-2 号) により使用結果を報告するものとする。

- 3 公共基準点を使用して測量を実施する者は、使用する前に当該土地又は建築物の所有者若しくは管理者(以下「土地所有者等」という。)に「公共基準点使用承認書」(様式第 1-1 号)を、包括承認に係る使用にあつては土地家屋調査士会員証を呈示し、立ち入りの許可を受けなければならない。

(工事施行の届出)

第 6 条 工事主又はその工事の請負人(以下「工事主等」という。)が、公共基準点付近でその効用に支障をきたす恐れのある工事等を施行する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施行届出書」(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項において、その効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から 45 度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が 5 メートル以下となる行為
 - (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

(一時撤去及び移転)

第 7 条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第 5 号)により市長に申請し、「公共基準点(一時撤去・移転)承認書」(様式第 6 号)によりその承認を受けなければならない。

- 2 公共団体等が施行する工事は、「公共基準点(一時撤去・移転)協議書」(様式第 7 号)により協議をしなければならない。
- 3 公共基準点の設置されている土地、建物及び構造物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は「公共基準点(一時撤去・移転)請求書」(様式第 8 号)を提出しなければならない。

(機能の回復)

第 8 条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様に再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者であつて、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した者(以下「事故原因者」という。)が、公共基準点を滅失又はき損した場合は前 2 項を準用する。

(機能回復の施工者)

第 9 条 公共基準点の機能回復のため測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者(以下「工事施工者等」という。)が行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は市で行うものとする。

- (1) 工事施工者等による設置工事が困難な場合

(2) 第7条第3項の規定による土地所有者等からの公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 機能の回復のための再設置により測量成果の修正が必要となった場合、その修正に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項及び同第40条その他関係法令に基づき市で行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第10条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は市長と協議のうえ、市の指定したものとする。

3 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者等は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」(様式第9号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、第3項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点のとりこわし費用を含む。)及び公共基準点の測量作業に要する費用の負担は、土地所有者等からの請求があった場合は市の負担とし、それ以外の場合は、原則として申請者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の管理保全について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

公共基準点使用承認申請書

(あて先)
焼津市長

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

公共基準点を使用について、焼津市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
測 量 地 域		焼津市
使用する公共基準点		計 点
測 量 方 法		
測量計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量作業機関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

公共基準点使用に係る包括承認申請書

(あて先)
焼津市長

年 月 日

申請者 ○○○土地家屋調査士会
会長

印

公共基準点を使用について、焼津市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (<u>※</u> 年間)
測 量 地 域		焼津市域
使用する公共基準点		焼津市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)
測 量 方 法		
申 請 者	名 称	○○○土地家屋調査士会
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量 作業 担当 者	氏 名	○○○土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は公共基準点使用報告書(様式第 3-2 号)への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
備 考		・承認された場合には、測量作業担当者は別添の公共基準点使用報告書(様式第 3-2 号)を用いて毎月末日をもって関係基準点の状況を報告する。 ・同様の取扱いを各単位土地調査士会について同時に申請する。(同様の取扱いを申請しない場合は記載不要)

※ 包括承認の期間、報告期日は申請者と焼津市長との協議により定める。

公共基準点使用承認書		
様		
焼津市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。		
使 用 目 的		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
測 量 地 域		焼津市
使用する公共基準点		計 点
測 量 方 法		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	Tel
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、公共基準点使用報告書を提出すること。 承認番号 第 号 年 月 日 焼津市長 印		
担 当 連 絡 先		

公共基準点使用包括承認書 〇〇〇土地家屋調査士会 会長 様 焼津市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。		
使 用 目 的		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ <u> ※ </u> 年間）
測 量 地 域		焼津市域
使用する公共基準点		焼津市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)
測 量 方 法		
測量 作業 担当 者	氏 名	〇〇〇土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は公共基準点使用報告書(様式第3-2号)への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 別添の公共基準点使用報告書(様式第3-2号)を用いて毎月末日をもって関係公共基準点の状況を報告すること。 3. 同様の取扱いを各単位土地調査士会について認める。(同様の取扱いを申請された場合に限る。) 承認番号 第 号 年 月 日 焼津市長 印		
担 当 連 絡 先		

※ 包括承認の期間、報告期日は申請者と焼津市長との協議により定める。

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 土地建物への立ち入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。
- 3 使用者は、使用時に公共基準点使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 公共基準点の使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に務めるとともに、周辺を汚さないよう務めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入りした土地建物に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 使用者は、測量標及びその周辺の現況や、測量する付近に工事の予定がある場合は速やかに市長へ連絡すること。
- 7 使用者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し市長に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、統括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。
 - (1) 公共基準点使用報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

公共基準点使用報告書																						
(あて先) 焼津市長		年 月 日																				
報告者 住 所 氏 名																						
公共基準点を使用したので、下記のとおり報告します。																						
使 用 承 認 番 号	承認番号 第 号																					
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日 (日間)																					
測 量 地 域																						
使用した公共基準点	計 点																					
測量作業 機 関	名 称																					
	担当者																					
	所在地	Tel																				
使用結果（精度）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">No.</td> <td style="width: 15%;">～</td> <td style="width: 15%;">No.</td> <td style="width: 55%;">相対精度 1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度 1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度 1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度 1 :</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td>～</td> <td>No.</td> <td>相対精度 1 :</td> </tr> </table>		No.	～	No.	相対精度 1 :	No.	～	No.	相対精度 1 :	No.	～	No.	相対精度 1 :	No.	～	No.	相対精度 1 :	No.	～	No.	相対精度 1 :
No.	～	No.	相対精度 1 :																			
No.	～	No.	相対精度 1 :																			
No.	～	No.	相対精度 1 :																			
No.	～	No.	相対精度 1 :																			
No.	～	No.	相対精度 1 :																			
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)																					

(あて先)
焼津市長

年 月 日

報告者 住所
所属土地家屋調査士会名
登録番号
土地家屋調査士名 職印

公共基準点使用報告書

焼津市公共基準点の使用について、下記のとおり報告します。

使用した公共基準点

記入に関する注意事項

※使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のため使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

※ 地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること。

使 用 点 名	使 用 年 月 日	使 用 目 的	備 考
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	
		1・2・3	

様式第4号

公共基準点付近での工事施工届出書

(あて先)
焼津市長

年 月 日

届出者 住 所
氏 名

焼津市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

工 事 件 名		
工 事 場 所		焼津市 地先
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日 (日間)
工 事 概 要		
公 共 基 準 点 番 号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	Tel
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 書		(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの） (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料 (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点が確認できるもの）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

(あて先)
焼津市長申請者 住 所
氏 名

工事等により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、焼津市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所		焼津市 地先
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地		焼津市 地先
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	Tel
添 付 図 書		(1)位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの） (2)写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの） (3)再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの） (4)その他
備 考		※現況状況等を記載する

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 第 号
年 月 日

様

焼津市長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、下記のとおり承認します。

承認事項

移 転 先	焼津市 地先
一時撤去・移転 する公共基準点	
完了期限	平成 年 月 日とする

承認条件

- 1 再設置位置については、 と協議する必要があるため、復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第9号）を提出し、焼津市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに焼津市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 4 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 5 その他、関係法令等を厳守すること。

担当連絡先

TEL

公共基準点（一時撤去・移転）協議書

平成 年 月 日

(あて先)
焼津市長

所属部署
申請者 担当者名
電話番号

工事等により支障となる基準点（一時撤去・移転）について、次のとおり協議します。

1 基準点番号及び基準点名称		
2 工事主等の現場監督者 ※申請者と異なる場合に 記載	名 称	
	氏 名	
	電話番号	
3 添 付 図 面 等	参考資料等	
4 そ の 他 の 事 項		

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

(あて先)
焼津市長

請求者 住 所
氏 名

焼津市公共基準点管理保全要綱第7条第3項の規定により、焼津市公共基準点の（一時撤去・移転）
を下記のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請 求 場 所	焼津市 地先
一時撤去・移転 する公共基準点	
請 求 期 限	年 月 日まで
備 考	

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

(あて先)
焼津市長報告者 住 所
氏 名

年 月 日付け承認番号第 号にて承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、下記のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		焼津市 地先
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 書		(1) 写真（設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにするもの） (2) 公共基準点の機能回復が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づき公共基準点の機能回復に必要な点検測量等の成果）